

南大和クリニック（介護予防）通所リハビリテーション 運営規定

（事業の目的）

第1条

医療法人新都市医療研究会「君津」会 が開設する南大和クリニックが行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業者の従業者が、利用者に対し、適正な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

1. 事業は、要介護状態等及び要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の維持回復を図るよう配慮して行う。
2. 事業は、利用時間の異なった参加コースを設け、利用者の置かれている環境や、利用者及びその家族の希望に応じた参加時間にて利用出来るように配慮して行う。
3. 当法人の関連施設（病院、老人保健施設、訪問看護ステーション等）におけるリハビリテーションの実績を生かし、地域リハビリテーションの中核となるよう、関連市町村、地域の保険・医療・福祉サービス、他の介護保険サービス事業者及び介護予防サービス事業者との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条

事業を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 南大和クリニック
2. 所在地 神奈川県大和市下和田940-1

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条

事業所に勤務する職員の職種・員数及び勤務内容は、次の通りとする。

1. 管理者（医師） 常勤兼務 1名
2. 医師 常勤兼務 1名（管理者と兼務） 非常勤兼務 1名
3. 管理代行者（理学療法士） 常勤兼務 1名
 - 一、管理者及び管理代行者は、事業者の従業者及び業務の管理を、一元的に行うものとする。
 - 二、管理者及び管理代行者は、事業者の従業者に運営規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
4. 理学療法士 常勤兼務 8名（内 管理代行者 1名を含む）
言語聴覚士 非常勤兼務 1名
5. 看護師 非常勤兼務 1名
准看護師 常勤兼務 1名
理学（作業）療法士及び（准）看護師は、利用者の心身の評価を定期的に行い、維持回復を図るような、適切なリハビリテーションプログラムを提供し、他職員とともに実施するものとする。
利用者の健康状態に留意し、バイタルチェック等を行い、その結果に応じた適切な処置を行うものとする。
6. 介護職員 常勤兼務 20名 非常勤兼務 1名
理学療法士及び経験看護師と協力し、心身の状況に応じた適切なリハビリテーションの提供を実践する。また、サービス利用中の利用者の介護を行う。

7. 事務職員 常勤兼務 2 名
事務職員は、必要な事務を行う。

事業所に勤務する職員は下記のように各単位ごとに配置する。

職種	医師		理学療法士		言語聴覚士	看護職員		介護職員	
勤務形態	常勤 兼務	非常勤 兼務	常勤 兼務	非常勤 兼務	非常勤 兼務	常勤 兼務	非常勤 兼務	常勤 兼務	非常勤 兼務
単位①	1 名	1 名	2 名	0 名	0 名	1 名	1 名	6 名	1 名
単位②	1 名	1 名	2 名	0 名	1 名	1 名	1 名	7 名	0 名
単位③	1 名	1 名	2 名	1 名	1 名	1 名	1 名	7 名	0 名
単位④	1 名	1 名	2 名	1 名	1 名	1 名	1 名	7 名	0 名
単位⑤	1 名	1 名	2 名	0 名	0 名	1 名	1 名	7 名	0 名
単位⑥	1 名	1 名	2 名	0 名	0 名	1 名	1 名	7 名	0 名

(事業者の営業日及び営業時間)

第 5 条

事業者の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日とする。(1 2 月 3 0 日から 1 月 3 日まで及び日曜、祭日を除く)
2. 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。

(通所リハビリテーション利用定員及び利用時間)

第 6 条

通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションの合計した単位ごと利用定員及び利用時間は、次のとおりとする。

	利用定員	利用時間	実施曜日
単位①	4 0 名	9 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0	月、火、水、木、金、土
単位②	4 0 名	9 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0	月、火、水、木、金
単位③	2 0 名	9 : 2 0 ~ 1 0 : 2 0	月、火、水、木、金、土
単位④	2 0 名	1 0 : 2 0 ~ 1 1 : 2 0	月、火、水、木、金、土
単位⑤	2 0 名	1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 3 0	月、火、水、木、金、土
単位⑥	2 0 名	1 4 : 4 0 ~ 1 5 : 4 0	月、火、水、木、金、土
事業所定員	1 0 0 名		

(内容及び利用料その他の費用の額)

第 7 条

1. サービス内容は次の通りとする。
 - 一、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等のリハビリテーションの提供
 - 二、健康管理(バイタルチェック等)
 - 三、食事及び食事介助
 - 四、入浴(一般浴、リフト浴)及び入浴介助(但し、単位②のみで実施)
 - 五、事業所と居宅間の送迎

2. 利用料その他の費用の額は次の通りとする。

一、通所リハビリテーション事業及び指定介護予防通所リハビリテーション事業を提供した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

(詳細は別途料金表の通り)

(※厚生大臣が定める基準(＝介護報酬告示及び介護予防報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

二、利用者の選定により通常事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は徴収しない。

三、通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業に通常用する時間を超える通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションであって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス基準額及び指定介護予防サービス基準額を超える費用。

四、食材料費

五、おむつ代

六、全各号に掲げるものの他、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供されるもののうち、日常生活においても通常必要となるものであり、利用者の希望により提供するものの費用。

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書(別紙、料金表及び通所リハビリテーション説明書)にて説明した上、支払いに同意する旨の署名・捺印を受け、交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条

事業者が行う通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

大和市内(下和田・福田・上和田・渋谷・代官・柳橋・草柳・大和南・深見台・中央・大和東)

藤沢市内(長後・高倉・下土棚・湘南台)

綾瀬市内(本蓼川)

横浜市泉区内(上飯田)

瀬谷区内(下瀬谷・北新・橋戸・南台・宮沢・宮沢町・阿久和西・阿久和南・南瀬谷)

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条

サービス利用にあたって、以下の事項をあらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得なければならない。

1. 服装

通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション参加にあたっては、リハビリテーションを行うにふさわしい服装(動きやすい体操着等)と、リハビリテーションを行うにふさわしい靴(運動靴、リハビリシューズ等)を身に付けるものとする。

2. 集合時間の厳守

送迎サービスを利用される方は、指定された時間までに居宅の玄関に、その他の方は、サービス利用開始時間までに当事業所に集合するものとする。

3. 送迎サービス

送迎サービスの提供は原則として〔居宅一階玄関(団地等の場合は一階棟入り口)～当事業所〕の間を行うものとする。したがって、居室から居宅一階玄関(団地等の場合は一階棟入り口)までの移送は、利用者又はその家族の責任において行うものとする。

4. 集団行動

通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション参加中は、他の参加者及び従事者の迷惑になるような行為(暴力、暴言、性的嫌がらせ、飲酒、指定場所以外での喫煙等)が無いように、集団行動に努めなければならない。

5. キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する際にはすみやかに当事業者まで連絡をするものとする。

利用者の都合でサービスを中止する場合には、出来るだけサービス利用前々日までに連絡することとする。

前日又は当日のキャンセルは、キャンセル料を申し受けることも有る。

6. 契約解除

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することが出来るものとする。

(衛星管理)

第10条

- 1、事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2、事業所において感染症が発症し又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(非常災害対策)

第11条

事業所は、非常災害に関する具体的計画をたてておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第12条

- 1、事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2、事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条

- 1、事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2、事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第14条

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条

通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、以下の条項に留意して事業を行う。

1. 正当な理由なく通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を拒んではならない。
2. 事業者が行う通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し適切な通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターと相談し、その他の必要な措置を講じなければならない。
3. 事業所の従業者には、事業所の身分を証する書類を携行させ、サービス提供時もしくはその家族から求められたときには、これを提示する。
4. 事業者は従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
 - ①採用時研修を入社6ヶ月以内に行う。
 - ②継続研修を、年1回実施する。
5. 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
6. 秘密保持
 - ①事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - ②事業者の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業者との契約の内容とする。
7. 事業者は、適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
8. 事業者は、利用者からの苦情に敏速かつ適切に対応し、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
9. 事業者は、利用者に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
10. 事業者は、通所リハビリテーション計画書及び指定介護予防通所リハビリテーション計画書、通所リハビリテーション記録書及び指定介護予防通所リハビリテーション記録書、サービス担当者会議等の記録、その他の通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から5年間保存することとする。
11. 事業者は利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用機器の管理を適正に行う。また、感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の必要な措置を講ずる。
 - ア 従業員に対し健康診断等を実施し、健康状態について把握する。
 - イ 食事の提供を行う場合には、食中毒対策を行う。
 - ウ 入浴を行う場合には、レジオネラ症等の感染症対策を行う。
 - エ 定期的な教育を行うとともに、新規採用時には必ず感染症対策研修を実施する。また、研修の実施内容については記録を行う。

12. 事業者は事業計画及び財務内容に関して、利用者及び利用者家族及び一般の方の求めがあればその情報を開示することがある。

第16条

この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人新都市医療研究会「君津」会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。
この規程は、平成12年 6月1日から施行する。
この規程は、平成12年 8月1日から施行する。
この規程は、平成13年 1月1日から施行する。
この規程は、平成13年 6月1日から施行する。
この規程は、平成13年 11月1日から施行する。
この規程は、平成14年 5月1日から施行する。
この規程は、平成14年 11月1日から施行する。
この規程は、平成14年 12月1日から施行する。
この規程は、平成17年 3月1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月1日から施行する。
この規程は、平成18年 6月1日から施行する。
この規程は、平成19年 6月1日から施行する。
この規程は、平成19年 10月1日から施行する。
この規程は、平成21年 5月1日から施行する。
この規程は、平成24年 12月1日から施行する。
この規程は、平成25年 11月1日から施行する。
この規程は、平成26年 10月1日から施行する。
この規程は、平成28年 3月1日から施行する。
この規程は、平成29年 12月1日から施行する。
この規程は、平成30年 4月1日から施行する。
この規程は、平成30年 8月1日から施行する。
この規定は、平成31年 2月1日から施行する。
この規定は、令和4年 12月1日から施行する。
この規定は、令和6年 6月1日から施行する。